平成２２年（フ）第４７０号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟701号
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７４３号
京都市伏見区向島中島町95番地16
債務者　上原眞美江（債務発生時の姓宮平）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３４号
京都市南区上鳥羽苗代町22番地　東和ハイツ北館208号
債務者　村井　文男
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８８号
京都市伏見区横大路天王前１番地の１　日光ハイツ709号
債務者　石嶋　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０００号
京都市山科区大宅沢町122番地
債務者　岡田　きみ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４２号
京都市伏見区醍醐切レ戸町６番地８
債務者　沢井　裕典
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９９号
京都市上京区今出川通浄福寺西入東上善寺町156番地　シャンボール今出川601号
債務者　宿里　正明
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３０号
堺市南区竹城台１丁２番34―1004号
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４９７号
堺市堺区大浜中町１丁２番20―515号
債務者　深井　庄次
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４９８号
堺市堺区大浜中町１丁２番20―515号
債務者　深井由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３９号
大阪府羽曳野市郡戸300番地の９
債務者　井川　桂子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６４号
大阪府富田林市山中田町１丁目16番62号
債務者　本多なつ子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７９号
大阪府河内長野市古野町４番38号幸賀荘１階１号
債務者　高橋登志子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８２号
堺市南区竹城台２丁１―１―611、住民票上の住所堺市南区槇塚台１丁10番11―303号
債務者　阪口　エミ（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８５号
堺市西区鳳西町２丁305番地
債務者　吉田　陽江
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７９４号
堺市北区百舌鳥陵南町２丁681番地３
債務者　下田　智美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０５号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目918番地の２―Ｂ―102号、前住所大阪府大阪狭山市池尻中３丁目２番１号―101号
債務者　宮崎かおり
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係